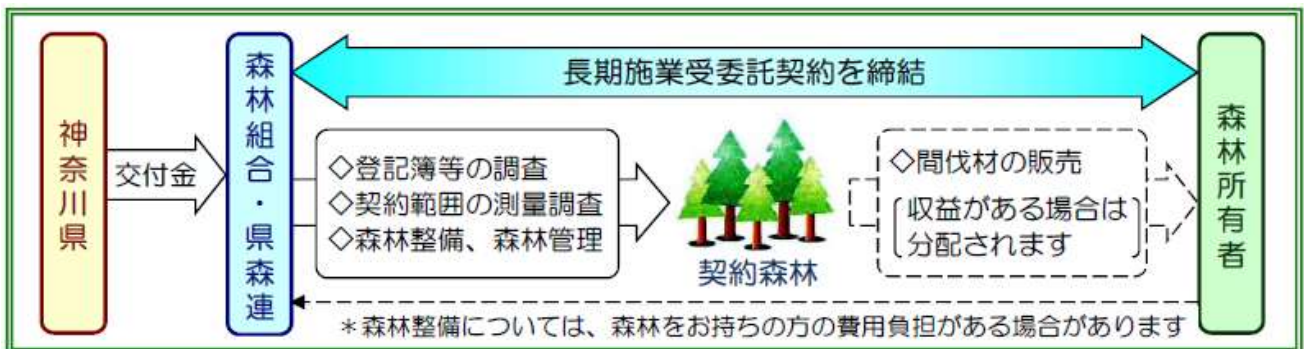


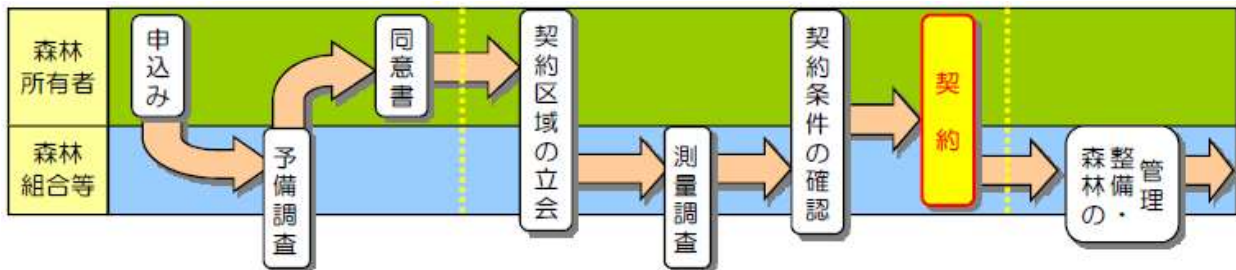
水源の森林づくり事業（水源林長期施業受委託事業）

神奈川県では、間伐材を搬出・利用しながら森林整備を進めて、水源地域の森林の公益的機能を発揮させるため、森林組合等が、森林をお持ちの方と長期施業受委託契約を結んで行う森林整備や管理に対して、支援を行っています。

- 対象エリア 水源の森林エリアが対象です。
- 対象森林 林道等から概ね200m以内のスギ・ヒノキの人工林が対象です。
（すでに協力協約を締結している森林も対象となります。）
- 対象面積 1団地1ヘクタール以上（10,000㎡以上）が対象です。
*複数の所有者を合わせて1団地1ヘクタール以上とした場合も対象となります。
- 長期施業受委託事業（契約）の概要
 - ・森林組合等が、契約範囲の立会や測量・調査を行い、契約期間10年～20年間の長期施業受委託契約を、森林をお持ちの方と締結します。
 - ・契約に基づき、「健全な人工林」を目標林型として、森林組合等が、間伐などの森林整備や管理を行い、県はその費用に対して支援を行います。
*ただし、契約上、森林をお持ちの方の費用負担がある場合があります。
 - ・間伐した木（間伐材）が利用できるときは、森林組合等が間伐材を搬出して販売し、収益がある場合は、森林組合等から森林をお持ちの方に分配されます。
*「収益」とは、交付金等と間伐材の販売代金から、契約事項の実施に要した費用と森林組合等の手数料を引いた剰余金をいいます。
- 長期施業受委託事業の仕組み



○契約までの流れ



作成：神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課

津久井郡森林組合

〒252-0157 神奈川県相模原市緑区中野1024番地2

TEL042-784-1140 FAX 042-784-1100 メールアドレス：tukuisi@jn3.so-net.ne.jp